PREMÍER ANTI-AGING



各 位

会 社 名 プレミアアンチエイジング株式会社 代表者名 代表取締役社長 松 浦 清 (コード番号: 4934 東証グロース) 問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 上原 祐 香 (TEL. 03-3502-2020)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 9 月 30 日開催の取締役会において、2022 年 10 月 28 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」を下記の通り決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

記

1. 本定款変更の目的

- (i) 今後の当社の事業領域の拡大及び多様化に備え事業目的を変更するものです。
- (ii)株主総会の活性化、効率化、円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律70号)が2021年6月16日付で施行されたことにより認められた「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催に適応することを目的に変更するものです。
- (iii)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、変更をするものです。
- (iv)経営環境の変化への機動的な対応、経営責任の明確化及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に取締役の任期を変更するものです。

2. 本定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 本定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 10 月 28 日 (予定)定款変更の効力発生日 2022 年 10 月 28 日 (予定)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款 変 更 案 (目的) (目的) 第2条 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 化粧品・健康食品の企画、開発、 1. 化粧品、健康食品、サプリメント、飲料、オーラル 輸出入、通信販売、卸及び小売業務 ケア用品等の企画、開発、設計、製造、仕入、販売 及び輸出入 2. 抗老化 (アンチエイジング)・美容・健康に関する 2. 抗老化 (アンチエイジング)、美容、健康、医療、 情報提供及びコンサルティング業務 衛生、薬局に関する情報収集、情報分析、情報管理、 情報提供、研究開発及びコンサルティング 3. 医薬品、医薬部外品の企画、開発、設計、製造、仕 3. 美容クリニック等の経営及び美容に関する研究 入、販売及び輸出入 4. マーケティングリサーチ及び各種情報の収集、分析 4. 美容機器、健康機器、医療機器等の企画、開発、設 計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借及びメンテ 業務 ナンス (新 5. インターネット等を利用した通信販売及びサービ 設) ス業務 5. (条文省略) 6. (現行通り) (招集) (招集) 第12条 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日か 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から ら3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ 3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて て招集する。 招集する。 ②当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とす (新 設) ることができる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし (削 除) 提供) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用する方法で開示す

ることにより、株主に対して提供したものとみなすこ

とができる。

(新 設)

(任期)

第21条

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他 の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(電子提供措置等)

第 18 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(任期)

第21条

取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

(削 除)

附則1. 定款第12条第2項を追加する変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日を効力発生日とする。なお、当該効力発生をもって、本附則を削除する。附則2. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。なお、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前記の株主総会の日から3か月を経過した日又は前記の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、本附則を削除する。